⑺　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2　参加資格

技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。また、情報管理体制が確保されていること。

⑴　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　北海道開発局における業種区分「建築関係コンサルタント」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ　北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）

オ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑵　設計共同体　⑴に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け北海道開発局長）に示すところにより、北海道開発局長から札幌第４地方合同庁舎新営21設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

⑶　情報管理体制が確保されていること（業務説明書参照）。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　専門分野別の配置予定技術者の資格等

⑵　平成23年４月以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　平成28年４月以降に業務履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績

⑷　配置予定技術者の手持ち業務の状況

⑸　過去の受賞歴

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　専門分野別の配置予定技術者の資格等

⑵　平成23年４月以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　平成28年４月以降に業務履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務実績

⑷　過去の受賞歴

⑸　ＣＰＤ取得単位の状況

⑹　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、特定テーマに対する技術提案等（技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。）

5　手続等

⑴　担当部局　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課営繕契約専門官　川上貴文　電話011―709―2311（内線5715）　ＦＡＸ011―709―2148

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　令和３年６月８日から令和３年９月28日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から17時15分（最終日は見積書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法　令和３年６月８日９時00分から令和３年６月18日16時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記５⑴に同じ。

⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法　令和３年７月８日９時00分から令和３年８月18日16時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記５⑴に同じ。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約書作成の要否　要。

⑶　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（札幌第４地方合同庁舎新営設計意図伝達業務）。

⑸　上記２⑴イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業又は２⑵に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

⑹　技術提案書に関するヒアリングを行う。

⑺　詳細は業務説明書による。

7　Summary

⑴　Classification of the service to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Design Work For Sapporo National Government Building No. 4

⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. 18 June 2021 (by bringing, mail : 4 : 00 p.m. 18 June 2021)

⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 p.m 18 August 2021 (by bringing, mail : 4 : 00 p.m. 18 August 2021)

⑸　Contract point for documentation relating to the proposal : Kawakami Takahumi Contracts Section, Government Buildings Administration Division, Government Buildings Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, North 8, West 2, Kita-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5715

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局開発監理部が発注する札幌第４地方合同庁舎新営21設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和３年６月８日

北海道開発局長　倉内　公嘉

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　業務概要

⑴　業務名　札幌第４地方合同庁舎新営21設計業務

⑵　業務内容　本業務は、北海道札幌市において計画されている札幌第４地方合同庁舎の建築及び建築設備に係る設計業務及び積算業務を行うものである。

⑶　履行期限　令和５年１月27日

2　資格審査申請書の申請方法

⑴　受付期間　令和３年６月８日から令和３年６月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和３年６月19日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）

⑶　提出方法　⑵の受付場所に持参又は書留郵便により提出すること。